#### 改訂・追記のご案内

この度は、「ダイワ アダージオ V3」をご検討いただきまして誠にありがとうございます。 さて、当資料に一部改訂・追記がございますので、下記ご案内いたします。ご一読の上、当資料と ともに大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

記

#### 改訂

#### 加入年齢(被保険者)

改訂前	改訂後
0 歳~	満 15 歳~

#### 追記

#### 注意喚起情報

- 9. 現在のご契約の解約等を前提に新たなご契約をされる場合、お客さまに とって不利益となることがあります
  - 多くの場合、解約・一部解約による払戻金は払込保険料の合計額(一部解約の場合にはその解約部分に相当する払込保険料)より少ない金額となります。特に契約後短期間で解約したときの払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 解約・一部解約をすると、解約・一部解約をせずに契約を継続した場合に比べ、 配当金が少なくなるか、受け取れなくなることがあります。また一定期間の契約の 継続を条件に発生する配当金の権利等を失う場合があります。
  - 新たな保険契約のうち、解約時に所定の解約控除があるものについては、その保険 契約の契約日を起算日として所定の解約控除率等が適用されます。このため、解約 する保険契約の解約控除率等は引き継がれません。

以上

Z. NV
THE
THE





## ダイワ アダージオ v3

ハートフォード生命保険株式会社の変額個人年金保険 I 型 2003 特別加算金付最低保証年金特約 1015 型/ 1510 型

「ダイワ アダージオ V3」は、大和証券株式会社が販売する ハートフォード生命保険株式会社の生命保険商品です。

## 契約締結前交付書面 (契約概要·注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、 契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

#### ご契約前に十分にお読みください

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



## 契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に 十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- •「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項 等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1. 引受保険会社の商号と住所等について

1. 商号 ハートフォード生命保険株式会社(以下「ハートフォード生命」といいます)

2. 住所 〒 105-0022 東京都港区海岸 1-2-20 汐留ビルディング 15階

TEL: 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

http://www.hartfordlife.co.jp

#### 生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、ハートフォード生命のクライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

ハートフォード生命の クライアントサービスセンター Tel. 03-6219-3784

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

- ◆ 大和証券株式会社(募集代理店)では、複数の年金保険を取り扱っています。ご要望がございましたら、募集代理店の変額保 険販売資格を持った社員にお問い合わせください。
- この商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

### 2. 商品のしくみについて

#### ■商品の特徴

「ダイワ アダージオ V3」は、ハートフォード生命の変額個人年金保険 I 型 2003・特別加算金付最低保証年金特約 1015型/1510型です。一時払保険料を特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額や解約払戻金額等が変動する変額個人年金保険です。

この商品は所定の条件を満たした場合、基準年金総額と特別払戻累計額を合計した支払総額は、一時払保険料相当額を最低保証します。



積立期間中に解約・一部解約(特別払戻を除く)をした場合や年金の支払方法を変更した場合(最低保証付年金および最低保証付終身年金を除く)、年金支払開始日以降に年金を一時支払により受け取る場合には、一時払保険料相当額の最低保証はありません。



特別勘定の運用実績により、将来の年金額・死亡保険金額・積立金額および解約払戻金額が変動し、これらの金額は確定したものではありません。したがって、積立期間中に解約・一部解約(特別払戻を除く)をした場合等には損失が生じるおそれがあります。

#### ■商品イメージ図(定期的に特別払戻を行った場合)

<特別加算金付最低保証年金特約1015型を付加した場合>



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は特別払戻を毎年受け取る場合を想定しており、一時払保険料の増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約(特別払戻を除く)があった場合は一部解約請求金額の 積立金額に対する割合に応じて減額します。なお、特別払戻をした場合の基本保険金額は、特別払戻累計額を差し引いた 金額となります。
- 契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。

#### ■ 保障内容

死亡保険金	被保険者が年金支払開始日前(積立期間中)に死亡した場合、死亡日の積立金額*と基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金として受け取ることができます。
災害死亡保険金	被保険者が年金支払開始日前(積立期間中)に不慮の事故等によって死亡した場合、死亡日の基本保険金額の10%相当額を災害死亡保険金として死亡保険金に加算して受け取ることができます。
年金	被保険者が年金支払日に生存している場合、年金支払開始日の前日の積立金額*および基本保険金額それぞれをもとに年金額を計算し、いずれか大きい金額を最低保証付年金または最低保証付終身年金として受け取ることができます(主契約による年金・一時金付終身年金に支払方法を変更した場合は、年金支払開始日の前日の積立金額をもとに年金を受け取ることができます)。  ●年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金支払開始日の前日の積立金額をもとに、年金支払開始日における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

\*所定の条件を満たす場合に特別加算金が加算されます。



責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や契約者・被保険者・受取人等の故意 または重大な過失等の免責事由に該当するときは、保険金の受取ができません。免責事由について、 受け取れない場合詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

## 3. 付加できる特約について

特別加算金付 最低保証年金特約 1015型/1510型	年金支払開始日の前日の積立金額が基本保険金額を下回った場合でも、年金の支払総額として基本保険金額(基準年金総額)を最低保証*します。この特約により特別払戻を定期的に行うことも可能となります。また、一部解約等を行わず所定の条件を満たす場合には特別加算金が積立金額に加算されます。
後継年金受取人 指定特約	年金受取人が年金支払開始日以後に死亡した後の新たな年金受取人をあらかじめ 指定することができる特約です。
相続年金支払特約	死亡保険金を年金基金に充当し、一時金支払にかえて年金形式で受け取る特約です。 相続年金を一時支払により受け取ることはできません。
最低保証付 終身年金特約 1015 (10年)型/ 1510 (5年)型	年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたり年金を受け取ることができます。年金支払開始日の前日の積立金額が基本保険金額を下回った場合でも、基本保険金額(基準年金総額)を最低保証*します。年金支払開始年齢(被保険者の年齢で判定)が、40歳~90歳の範囲内である場合にお選びいただけます。
終身保障特約1型	年金での支払にかえて、終身にわたり死亡保障を継続するものです。 災害死亡保険金はありません。他に終身保障特則の取扱もあります。

\* 最低保証付年金または最低保証付終身年金以外の支払方法に変更した場合は、年金の支払総額の基本保険金額 (基準年金総額) に対する最低保証はなくなります。

### 4. ご契約の引受条件について

加入年齢(被保険者)	0歳~満80歳	特別加算金付最低保証年金特約1015型を付加した場合	
加入一个的(放木火石)	0歳~満75歳	特別加算金付最低保証年金特約1510型を付加した場合	
基本保険金額	500万円以上、1,000円単位。 上限3億円	他にハートフォード生命でのご契約がある場合は、 通算して5億円を超えることはできません。	
保険料払込方法	一時払のみ	ハートフォード生命指定の金融機関口座へ口座 振込扱となります。	
	10年以上	特別加算金付最低保証年金特約 1015 型を付加した場合	
	15年以上 特別加算金付最低保証年金特約 1510 型を付加した		
積立期間	<ul><li>契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。</li><li>被保険者が90歳でむかえる契約応当日の前日まで延長可能です。</li></ul>		
年金支払方法	最低保証付年金/ 最低保証付終身年金	(年金支払開始日前に限り)年金の支払方法を 変更することも可能です。	
配当金	なし	配当金はありません。	

<sup>※</sup> ご契約の保険期間・年金支払開始時期および年金支払期間については、実際にご契約いただく際の申込書を ご確認ください。

### 5. 解約時の払戻金について

解約の場合の解約払戻金は、解約日の積立金額となりますので、解約払戻金額は特別勘定の運用実績によって毎日変動します。また、一部解約の場合には一部解約請求金額となります。契約日および増額日からその日を含めて7年未満の解約・一部解約(特別払戻を除く)では、解約控除額が差し引かれます。

【解約控除率表】 解約控除対象額\*に下記の解約控除率を乗じた額が解約日の積立金額または一部解約請求金額から控除されます。

\*解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

解約時積立金額

払戻金額 = または 一部解約請求金額 (解約控除対象額×解約控除率) 解約控除額

※ 契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日まで)の解約・一部解約については、解約控除は適用されません。

## 6. 特別勘定について

#### 〈特別加算金付最低保証年金特約1015型を付加した場合〉

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託	運用方針、リスク等
世界アセット 40 DW	ダイワ世界バランスファンド 40VA	日本株式、日本債券、外国株式、外国債券それぞれのマザーファンドを主要投資対象とし日本を含む世界の株式および公社債等に分散投資を行います。株式と債券の基本配分比率はそれぞれ40%、60%とします。外国株式部分については基本的に為替ヘッジを行います。当ファンドには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。

#### 〈特別加算金付最低保証年金特約1510型を付加した場合〉

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託	運用方針、リスク等
世界アセット 60 DW	ダイワ世界バランスファンド 60VA	日本株式、日本債券、外国株式、外国債券それぞれのマザーファンドを主要投資対象とし日本を含む世界の株式および公社債等に分散投資を行います。株式と債券の基本配分比率はそれぞれ60%、40%とします。外国株式部分については基本的に為替ヘッジを行います。当ファンドには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。

<sup>※</sup> 運用に関する事項について、詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

#### ■特別勘定の評価方法

特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果を積立金額の増減に反映させます。投資信託を含む有価証券は原則、時価評価します。それ以外についてはその他の評価方法によるものとします(詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください)。

## 7. 諸費用について

この商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用」)」と「年金支払期間中の費用(「年金管理費」)」となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
	保険関係費用 (保険契約管理費)	ご契約の新規成立・維持等 や死亡・災害死亡の保障等 をするための費用	積立金額に対して 年率 <b>2.36%</b> * <sup>1</sup>
積立期間中	運用関係費用*2	特別勘定の運用にかかる 費用で、特別勘定が投資する 投資信託の信託報酬等	【世界アセット40 DW】 信託財産に対して 年率 0.3885% (税抜 年率 0.37%)程度 【世界アセット60 DW】 信託財産に対して 年率 0.42% (税抜 年率 0.40%)程度
年金の支払期間中	年金管理費	年金支払の管理にかかる費用	年金額の <b>1%</b>
相続年金の支払期間中	年金管理費	相続年金支払の管理にかかる費用	相続年金額の <b>1%</b>
解約時・一部解約時	解約控除	契約日(増額日)からその日 を含めて7年未満に 解約・一部解約をされた場合 にかかる費用	解約空除対象額に対して、 経過年数に応じて <b>7%~3%</b>

- \*1終身保障に移行した場合、年率2.10%となります。
- \*2運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります(詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください)。

- 「注意喚起情報」は、ご契約の申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、 内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## ■お客さまにご負担いただく手数料について

この商品にかかる費用の合計額は、「積立期間中の費用(「保険関係費用」「運用関係費用」)」と「年金支払期間中の費用(「年金管理費」)」となります。また、特定のお客さまには「解約控除」がかかります。

#### 【すべての契約者にご負担いただく費用】

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
積立期間中(毎日、 積立金額から控除)	保険関係費用(保険契約管理費)	ご契約の新規成立・ 維持等や死亡・災害 死亡の保障等をする ための費用	積立金額に対して 年率 2.36% * 1 毎日 2.36%/365 が控除されます
積立期間中(毎日、 信託財産から控除)	運用関係費用*2	特別勘定の運用に かかる費用で、特別 勘定が投資する投資 信託の信託報酬等	【世界アセット40 DW】 信託財産に対して 年率 0.3885% (税抜 年率 0.37%)程度 毎日 0.3885% 程度/365 が 控除されます 【世界アセット60 DW】 信託財産に対して 年率 0.42% (税抜 年率 0.40%)程度 毎日 0.42% 程度/365 が 控除されます

- \*1 終身保障に移行した場合、年率2.10%となります。
- \*2 運用手法の変更、運用資産額の変動等により将来変更されることがあります(詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください)。

#### 【年金支払開始日以後にご負担いただく費用】

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用の割合
年金の支払期間中 (年金支払の都度、 責任準備金から控除)	年金管理費	年金支払の管理に かかる費用	年金額の1%
相続年金の支払期間中 (年金支払の都度、 責任準備金から控除)	年金管理費	相続年金支払の 管理にかかる費用	相続年金額の <b>1%</b>

- お申し込みに際しては、「意向確認書兼適合性確認書」により、申込内容がお客さまのご意向に沿った内容となっているかを 必ずご確認ください。
- この商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

### 【特定の契約者にご負担いただく費用】

控除の時期	費用の種類	費用の主旨	費用
解約・一部解約時 (解約・一部解約時 の積立金額または 一部解約請求金額 から控除)	解約控除	契約日(増額日) からその日を含めて 7年未満に解約・ 一部解約(特別払戻 を除く)をされた場 合にかかる費用	解約控除対象額に 対して、経過年数 に応じて定められ た下記の解約控除 率を乗じた額

## 〈解約控除率表〉

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

## ■お客さまが負うことになる投資のリスクについて

変額個人年金保険は一時払保険料を特別勘定で運用します。特別勘定の主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ●特別勘定には価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、投資リスクはすべて契約者に帰属します。お申し込みの際は、商品内容とリスクを十分にご理解のうえ契約者ご自身の判断と責任においてお申し込みください。
- ◆特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果を積立金額の増減に反映させます。投資信託を含む有価証券は原則、時価評価します。それ以外についてはその他の評価方法によるものとします。
- この商品の特別勘定の主要投資対象である投資信託は、下記の指標と連動する投資成果を 目標とする各マザーファンドに投資します。
- ●一般に、日本の株式の価格が上昇(下落)すれば、東証株価指数(TOPIX)は上昇(下落)し、日本の債券の金利が低下(上昇)すれば、NOMURA BPI総合指数は上昇(下落)します。また、外国の株式の価格が上昇(下落)すれば、MSCIコクサイ指数(円ベース)は上昇(下落)し、外国の債券の金利が低下(上昇)すれば、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は上昇(下落)します。なお、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は為替レートの影響を受けますので、円安(円高)になれば、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は上昇(下落)します。
- ●「注意喚起情報」に記載の資産運用に関する事項は、概要や代表事例を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、ご確認ください。

	指標	概要
日本株式	東証株価指数(TOPIX)	東京証券取引所第一部に上場されている株式の時価総 額から算出される指数
日本債券	NOMURA – BPI 総合指数	野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募 利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数
外国株式	MSCI コクサイ指数(円ベース)	MSCI Inc.が発表している、日本を除く世界主要国の株式市場の合成パフォーマンスを表す指数
外国債券	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが 開発した、世界主要国の国債市場の合成パフォーマン スを表す指数

### 1. クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・ご契約の解除)の対象となります

- 申込者または契約者(以下、「申込者等」といいます)は、クーリング・オフ制度について記載した書面の 交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(消印有効)であれば、書面により お申し込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。
- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりハートフォード 生命宛発信してください。この場合、書面には、申込者等の氏名、申込番号(証券番号)、住所等を記載し、 申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申し込みの撤回等をする旨記載してください。なお、書面 には個人情報が含まれますので封書にてご送付ください。
- お申し込みの撤回等があった場合は、ハートフォード生命は受領した金額(保険料)を申込者等に全額お返しいたします。また、ハートフォード生命は申込者等に対しお申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求いたしません。
- お申し込みの撤回等の書面の発信時に保険金の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回等の効力 は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面の発信時に申込者等が保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合にはお申し込みの撤回等をすることはできません。
  - 保険契約が金銭消費貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するものであるとき\* \*ハートフォード生命では借入を前提としたお申し込みをお引き受けしておりません。
  - 増額その他ご契約後の契約内容の変更等に関わるものであるとき
- ※クーリング・オフ制度について、詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

## 2. 告知はありのままを正確にご記入ください

契約者や被保険者が告知事項について事実と違うことを告知すると告知義務違反となり、ご契約が解除され、 年金、死亡保険金等の受取ができないこともあります。

## 3. 保障の開始は次のとおりです(責任開始期について)

- お申し込みいただいた保険契約をハートフォード生命が承諾した場合には、「告知」および「一時払保険料 充当金」をハートフォード生命が受領したときから、ハートフォード生命は契約上の責任を負います。
- ハートフォード生命の生命保険募集人は、お客さまへ商品内容等の説明義務を果たし保険契約締結の「媒介」を 行う者であり、契約締結の代理権および告知受領権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みを ハートフォード生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4. 保険金を受け取れない場合があります(主なもの)

<mark>免責や解除等により保険金を受け取ることができない</mark>場合があります(詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください)。

- 責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺や契約者・被保険者・受取人等の故意または重大な 過失等の免責事由に該当するときは、保険金の受取ができません。
- 保険金詐取目的の事故招致等の重大事由や告知義務違反によりご契約が解除された場合も、保険金の受取ができません。
- 詐欺、保険金を不法に取得する目的により保険契約を締結したときは、その保険契約は無効となります。保険料は払い戻しません。

## 5. 解約・一部解約時に手数料がかかる場合があります

契約日および増額日からその日を含めて7年未満の解約・一部解約(特別払戻を除く)では、解約控除額が差し引かれます。

【解約控除率表】 解約控除対象額\*に下記の解約控除率を乗じた額が解約時の積立金額または一部解約請求 金額から控除されます。

\*解約控除対象額は、解約の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうちいずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上
解約控除率	7%	7%	6%	6%	5%	4%	3%	0%

解約時積立金額

払戻金額 = または

一部解約請求金額

(解約控除対象額×解約控除率) 解約控除額

※契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日まで)の解約・一部解約については、 解約控除は適用されません。

#### 【契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いについて】

契約日からその日を含めて8日以内(8日目が営業日でない場合は翌営業日まで)の解約についても、受領した保険料相当額を全額払い戻しいたします。

※契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。

## 6. 引受保険会社(ハートフォード生命)が破綻した場合には保険金等が

## 削減されることがあります

引受保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した死亡保険金額、年金額等が削減されることがあります。なお、引受保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約時の死亡保険金額、年金額等が削減されることがあります。

- ハートフォード生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
- ●詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。
- ●生命保険契約者保護機構 TEL 03 (3286) 2820 ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp

## 7. 税金のお取り扱いは次のとおりです

#### ご契約時のお取り扱い

#### ■ 生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた一時払保険料は、その年の『一般の生命保険料控除』の対象となります(個人年金保険料控除の対象にはなりません)。その他の保険料等と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

●生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者(保険料負担者)であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)とする生命保険契約等の保険料等に限られます。

### 運用期間中のお取り扱い

#### ■ 解約時の差益に対する課税

課税時期	ご契約後解約まで の期間	年金種類	税金のお取り扱いと種類
解約・一部解約		確定年金 最低保証付年金	20% 源泉分離課税 所得税 15% + 住民税 5%
	5年以内	保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 一時金付終身年金 最低保証付終身年金	総合課税 所得税(一時所得)+ 住民税
	5年超	総合課税 所得税(一時所得)+ 住民税	

#### ■ 定期的に受け取る特別払戻の課税

	ご契約後の期間	年金種類	税金のお取り扱いと種類
自動特別払戻	5年以内	最低保証付年金	20%源泉分離課税 所得税 15% + 住民税 5%
		最低保証付終身年金	総合課税 所得税(雑所得)+ 住民税
	5年超	総合課税 所得税(雑所得)+ 住民税	

#### ■ 死亡保険金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金のお取り扱いと種類
A (本人) A (本人) B (本人以外)	Λ ( <del>*</del> λ)	Aの相続人*	相続税
	A (本八)	Aの相続人以外	作品现代代
	D (+ 11141)	A(本人)	総合課税 所得税(一時所得)+ 住民税
	C (A, B以外)	贈与税	

<sup>\*</sup>死亡保険金の相続税非課税枠(500万円×法定相続人の数)の適用が可能です。

## 年金支払開始後のお取り扱い

#### ■ 年金支払時の課税

契約形態	課税時	税金のお取り扱いと種類	
契約者が年金受取人の場合	毎年の年金支払時	総合課税 所得税(雑所得)+ 住民税	
		確定年金 最低保証付年金	総合課税 所得税(一時所得)+ 住民税
	年金の一時支払時	保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金	総合課税 所得税(雑所得)+ 住民税
	年金支払開始時		贈与税
契約者が年金受取人ではない場合	毎年の年金支払時	総合課税 所得税(雑所得)+ 住民税	

#### ◆ 法人契約について

#### ご契約時のお取り扱い

#### ■ 保険料の経理処理

契約者	被保険者	受	払込保険料	
<b>突</b> 利有		死亡保険金	年金	拉边木澳种
		法	資産計上	
法人	従業員	被保険者の遺族	被保険者	給与
ЖХ	<i>広</i> 八   1/00未見	被保険者の遺族	法人	90%···資産計上 10%···損金算入

【仕訳例】死亡保険金受取人・年金受取人がともに法人である場合

借方	貸方	
保険料積立金 〇〇〇〇〇	現金・預金	000000

#### 運用期間中のお取り扱い

#### ■ 解約時の経理処理

法人が解約払戻金を受け取った場合は、それまで資産に計上されている保険料積立金を取り崩して、解約払戻金 額との差額を雑収入(雑損失)とします。

#### 【仕訳例】

借方		貸方
現金・預金	000000	保険料積立金 〇〇〇〇〇
(雑損失	$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc)$	雑収入 ○○○

#### ■ 死亡保険金受取時の経理処理

法人が死亡保険金を受け取った場合は、それまで資産に計上されている保険料積立金を取り崩して、死亡保険 金額との差額を雑収入とします。

#### 【仕訳例】

借方		貸方
現金・預金	000000	保険料積立金 〇〇〇〇〇
		雑収入 ○○○

<sup>※</sup> 被保険者の死亡時に積立金額が基本保険金額を下回っていた場合には、死亡保険金額は基本保険金額(一時 払保険料相当額)となりますので、雑収入は生じません。

#### 年金支払開始後のお取り扱い

#### ■ 年金支払時の経理処理

法人が年金を受け取った場合は、次の算式で得られる額に相当する保険料積立金を取り崩して、年金額との差額 を雑収入とします。

保険料積立金の額×	年金額
体院科慎立立の領へ	年金支払総額*

#### 【仕訳例】

借方		貸方
現金・預金	000000	保険料積立金 〇〇〇〇〇
		雑収入 ○○○

\*年金支払総額の計算は、年金の受取方法に 応じて以下のとおりとなります。

年金額×被保険者の余命年数

■唯正千並・取仏沐証刊千並
年金支払総額=年金額×年金支払期間
<ul><li>●保証期間付終身年金</li></ul>
年金額×保証期間と被保険者の余命年数のいずれか長い方の年数
<ul><li>●保証期間付夫婦年金</li></ul>
年金額×保証期間と夫または妻の余命年数のうち最も長い年数
●一時金付終身年金

●上記の税金のお取り扱いについては、詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。また、税金のお取り扱いについては、平成20年4 月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱い については、所轄の税務署等にお問い合わせください。

<sup>※</sup>被保険者が役員・部課長その他特定の従業員のみの場合は、給与となります。また、同族会社については、全員が加入した場合であっても、その同族関係者については給与となります。 ※ご契約時または増額時にお払い込みいただいた一時払保険料の10%は、最終的には損金(福利厚生費等)に算入できますが、期間の経過に応じてしか損金に認められないため、次年度以降に該当する部分は資産(前払費用)に計上して繰り延べる必要があります。したがって、保険料の払込年度に一括して損金とはなりません。

### 8. この商品に係る認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です

認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引に係る消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。 また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp

また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

#### 生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

お手続きやご契約に関するご相談・苦情につきましては、ハートフォード生命のクライアントサービスセンターまでお問い合わせください。

ハートフォード生命の クライアントサービスセンター Tel. 03-6219-3784

受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

# 9. 現在のご契約の解約等を前提に新たなご契約をされる場合、お客さまにとって不利益となることがあります

現在ご契約中の保険契約の解約・一部解約等を前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合には、以下の点等でお客さまにとって不利益となることがありますので、現在のご契約の解約・一部解約は慎重にご検討ください。

- ●一時払変額個人年金保険を途中解約された場合、解約時の払戻金は最低保証されませんので運用実績によっては、払込保険料総額を下回ることがあります。
- ●新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の告知内容等によっては、保険契約の引受をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約については、責任開始日からその日を含めて2年以内の被保険者の自殺の場合、告知義務 違反等によってご契約が解除された場合等、死亡保険金等の受取ができない場合があります。

## 10. 保険金等のお支払いに関する手続き等については必ずご確認ください

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、ハートフォード生命ホームページ(http://www.hartfordlife.co.jp)等に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合、すみやかにハートフォード生命クライアントサービスセンターまでご連絡ください。
- ハートフォード生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、 契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

## 11. その他の重要な事項は次のとおりです

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」とがあり、ハートフォード生命は株式会社です。株式会社は株主の出資により運営されるものであるため、株式会社における契約者は、相互会社における契約者とは異なり「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。
- 保険料を借入金で調達した場合、運用実績によっては積立金額や解約払戻金額等が借入元利金等を下回り、借入元利金等の返済ができなくなるおそれがあります。このため、ハートフォード生命では借入金を一時払 保険料に充当することを前提としたご契約のお申し込みをお引き受けしておりません。

お申し込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)/ご契約のしおり・約款/特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

#### [募集代理店]

## 大和証券株式会社

#### [引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

〒105−0022

東京都港区海岸1-2-20

汐留ビルディング 15 階

TEL: 03-6219-3784(みんなのハートフォード)

http://www.hartfordlife.co.jp

2008年7月改訂